



市民が支えあい 健康で自分らしく暮らせるまち

基本的政策 1

安心して子どもを産み、
育てられる社会の実現

- 1 保育サービスの充実
- 2 学童保育サービスの向上
- 3 子育てを支援する社会環境の整備
- 4 相談体制の充実

基本的政策 2

地域で安心して生活できる
環境づくり

- 1 地域福祉をサポートする機能の充実
- 2 地域医療体制の整備
- 3 地域福祉を担う人たちの活動支援

基本的政策 3

子どもから高齢者まで
元気で暮らせる健康づくり

- 1 生涯を通じた健康づくりの促進
- 2 食を通じた健康づくりの促進
- 3 心の健康づくり支援体制の充実

基本的政策 4

自分らしく暮らせる
まちづくり

- 1 人権教育・啓発推進プログラムに基づく取り組み
- 2 就労・教育環境等の整備
- 3 バリアフリーに向けたきめ細かい対応
- 4 虐待・暴力の防止に向けた取り組み

基本的
政策
1安心して子どもを産み、
育てられる社会の実現

急速な少子化が進行する一方、子育てに対するニーズが多様化する中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長できる環境の整備に努めます。

男女を問わず子育てに参画し、女性も社会の中で大きな役割を担える社会の実現を目指した子育て支援の充実を図るため、地域・事業者・行政が一体となって取り組みを進めます。

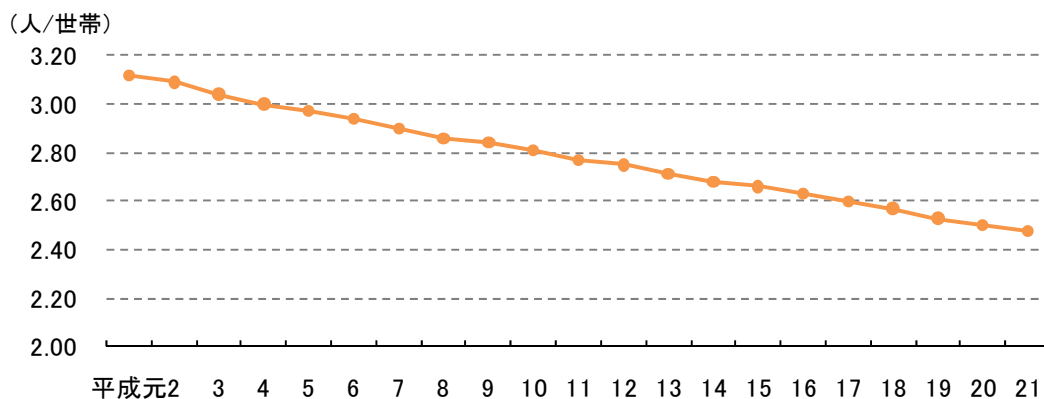
現状と課題

全国的な少子化が進行する中で、本市における合計特殊出生率は1.36(平成19年度)と、全国平均1.34をやや上回るものの、今後の人口動態を見ると2005年には15.1%であった年少人口(14歳以下)が、2035年には11.3%になると予想されています。

一方、女性の就業率は47.9%(平成17年)と、およそ2人に1人が仕事を持つ中で、子育てに対するニーズは多

様化しており、市政アンケートにおいても「保育サービスの充実」は、市民から特に求められている施策として期待度が高くなっています。また、男女を問わず仕事と子育てが両立できる環境を創出することも必要で、このことは超高齢社会*の中で、仕事と介護の両立などにもつながる重要な課題です。

■世帯あたりの人数の推移



また、1世帯あたりの人数の推移を見ると、平成元年の3.12から平成21年には2.48と急速な核家族化が進行しているほか、離婚や未婚の母の増加によるひとり親家庭も増加しています。加えて、地域の連帯感が希薄化している現状においては、育児が孤立する可能性が高く、子育てへの負担や不安を感じている保護者に対して適切なアドバイスができる体制も必要です。そのため、現在保健・福祉・教育の分野でそれぞれに設けられている子育てに関する相談窓口については、

お互いの連携体制をさらに強化することが必要です。

特に、障害のある子どもの成長と自立への支援や虐待の防止など、支援が必要な子育て家庭に対しては、相談体制のほか、適切に支援をしていける体制の整備が求められています。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ成長していけるよう、また、子育て中の保護者のさまざまな不安や悩みを軽減していける仕組みづくりを行うことが必要です。

重点的な施策

◆ 保育サービスの充実

通常保育のほか、延長保育、休日保育、病児保育などの保育サービスについて、官民の役割分担も含めた検討を行い、保護者のニーズに対応した保育メニューを提供するとともに、認可外保育所*に対する支援や事業所内での

保育所設置にかかる支援（財団等の補助メニューの情報提供や紹介など）など、保育を必要とする児童が適切に保育サービスを受けることができるよう、さまざまな場面におけるサービスの充実に努めます。

◆ 学童保育サービスの向上

放課後の児童の健全育成に向けた学童保育について、各学童保育所の特色ある運営方針を活かした保育内容の充実を促進するとともに、子どもたちへの適切な指導につながるよう、指導員に対する研修や相談支援の充実に取り組みます。

また、未設置の校区での設置や大規模化する学童保育所の適正規模化を促進します。その際は、遊休化する公

共施設や民間施設の活用も視野に入れた支援について検討を行います。



学童保育

◆ 子育てを支援する社会環境の整備

男女がともに仕事と生活のバランスのとれた生き方が選択できる社会となるよう、平成8年から今日まで、女性が社会の中でより大きな役割を担えるよう取り組んできた男女共同参画センターの取り組みをより一層強化するとともに、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方の普及啓発を推進します。また、事業者等への働きかけとして、育児休業制度などについて男女を問わず活用できる環境づくりを促進します。

また、父親がより積極的に子育てに参画できる社会を実現するため、各種研修事業等を積極的に展開するとともに、学校や市民活動団体などと連携し、父親が子育てに参画する企画を充実させます。

さらに、社会全体で子どもを育てる

という観点から、地域で子どもの育ちを支援し、見守ることのできる環境づくりを進めます。また、子育てにかかる医療費助成を拡充します。

障害のある子どもたちとその保護者に対する支援機能の充実・強化に向けて、知的障害児通園施設*について、卒園児を含めた訓練機能の充実も視野に入れ、既存公共施設の活用など、効率的・効果的な整備を検討します。



「父親の子育てマイスター」養成講座

◆ 相談体制の充実

子育て中の保護者が育児相談や交流、情報収集ができる場としての子育て支援センターについて、保育園や幼稚園などが連携しながら充実に努めるほか、子育ての不安についてワンストップ*で相談対応できるようなシステムを確立するとともに、子育て情報を一元的に発信できる拠点づくりを行います。

さらに、子育てに関する施策を総合的に企画・立案する機能を充実することで、例えばひとり親家庭に対する支援や発達障害*、虐待など、特別な支援が必要な家庭に対し、保健・福祉・教育の分野が連携して、発生予防から子どもの自立に至るまで、各段階における支援を継続的に実施する体制を確立します。

基本的
政策
2地域で安心して生活できる
環境づくり

高齢者や障害者、子どもなどが安心して地域で生活できる社会を実現するため、これまでの公的な福祉サービスの基盤を維持しつつ、今後は地域住民やNPO*、市民活動団体などが互いに支えあう、地域福祉体制の確立が必要となります。また、より質の高い医療を効率的に提供できる体制づくりとともに、保健・福祉・医療の分野の連携による地域医療の充実を図ります。

現状と課題

本市では、2005年に56,645人であった65歳以上人口が、2035年には87,938人と3万人以上増加、なかでも75歳以上の人口は23,958人から49,247人と倍増する一方、15歳～64歳の生産年齢人口は、2万人以上減少することが予測されています。こうした中、介護保険の要介護・要支援認定者*は10,231人（平成21年度8月現在）で年々増加しているほか、障害者手帳保持者*も身体・知的・精神のいずれにおいても年々増加しており、その年齢、障害の種類、程度、特性なども多様になってきています。こうしたことから、これまで同様、障害者などの支援を必要とする人や、その家族が地域で安心して生活できるよう、介護や訓練などをはじめとする各種福祉サービスの提供を行っていかねばなりません。

また、単身や夫婦2人世帯などの高

齢者世帯や核家族も増加しており、家族での助け合い、支えあいの機能が低下してきている現状があり、地域で生活していくうえで、何らかの支援が必要な人は増加する一方、介護や支援をする側の担い手は減少していく中で、家族の介護疲れや老老介護の限界など、さまざまな課題が顕在化しています。こうした課題に対し、地域福祉の核となる拠点機能の充実・強化を図るほか、地域における人間関係の希薄化が進む中で、旧来の地域コミュニティを維持・拡充することによる地域福祉力の向上が不可避です。

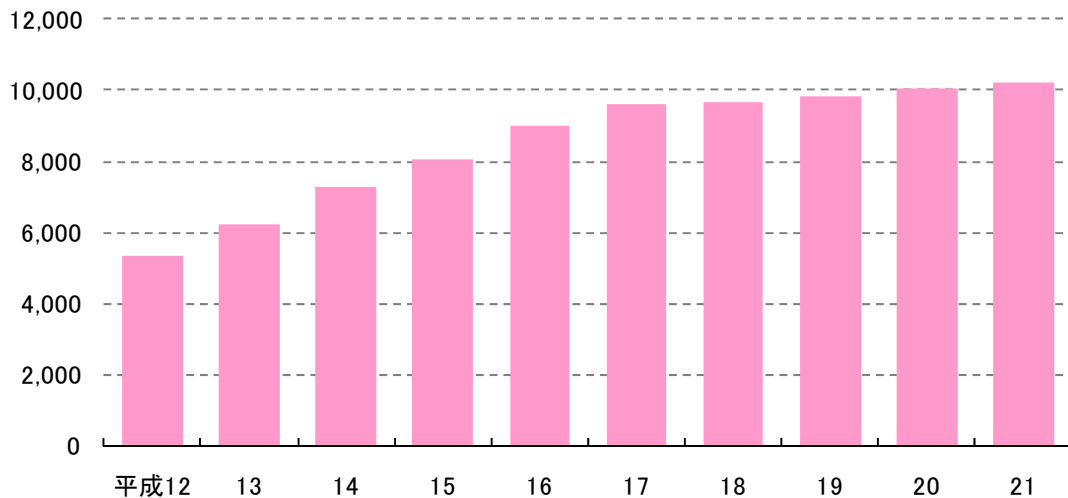
一方で、高齢者の中にはこれまでの知識や経験を生かして、何らかの形で地域社会に貢献したいと思っている人もおり、こうした力を地域福祉の推進力として活用し、支援を必要とする人たちのニーズとのマッチング機能*を充実させることも必要です。

また、地域で安心して生活するためには、医療体制が充実していることも必要であり、現在、市立四日市病院においては、平成 25 年 7 月の完成を目指して病棟増築・既設改修事業を進めているところであり、地域の基幹病院*としてより高度な医療サービスの提供と快適な医療環境の整備を推進していきます。今後、高齢社会において、最後まで充実した人生を全うするためには「どこで治療を行い、最期を迎えるか」が大きな命題といえます。現

在、市内において在宅で亡くなる方の割合は 15%に満たない状況ですが、全国的な調査では半数以上の方が最期を自宅で過ごしたいと希望しているという結果もあります。在宅医療・在宅福祉の推進を中心とした地域医療体制*を確立するためには、地域の医療機関の役割分担と福祉の現場との連携促進やかかりつけ医の必要性の啓発の一方で、療養生活を支える家族への支援体制を整えることが重要な課題です。

■要介護・要支援認定者数の推移

(人)



重点的な施策

◆ 地域福祉をサポートする機能の充実

本市では、高齢者にかかる地域の身近な相談窓口として、在宅介護支援センター*（22地区25カ所）を整備し、365日24時間体制で、高齢者やその家族の総合相談に対応し、高齢者福祉の拠点として機能してきましたが、今後は未整備地区における充実も図っていきます。また、在宅介護支援センター*を後方支援する機関として地域包括支援センター*（3カ所）を設置し、専門的な相談支援にあたっています。障害者にかかる相談については、障害別に全市域を対象とし、障害者相談支援センター*（4カ所）で対応しています。

今後は、障害者も含めた総合相談や

福祉サービスの調整に活用できるように、在宅介護支援センター*の機能の充実を促進します。地域包括支援センター*については、医療と福祉・介護の連携がより重要視される中、在宅医療を推進するための体制充実などを図ります。

また、認知症、知的障害、精神障害などにより日常生活に不安がある人に対する支援としての地域福祉権利擁護事業*とともに、判断能力が不十分な市民の権利を守るため、関係団体との連携により、「地域後見サポート事業」をはじめ、成年後見制度*の利用促進を図ります。

◆ 地域医療体制の整備

本市にとって重要な基幹病院*である市立四日市病院と三重県立総合医療センター、四日市社会保険病院の三つの病院により、優れた専門分野を最大限有効活用できるシステム構築を行い、総合的かつ効果的に地域の医療水準を高めるとともに、さらなる連携強化を進めます。また、救急医療の充実強化に努めるとともに、医師や看護師の確保・定着などに取り組み、地域の医療機関や医師会をはじめ、四日市看護医療大学など養成機関や県などと連携し、地域医療体制*の充実強化を図ります。

一方、今後ますます重要となる在宅医療の推進のため、在宅での療養生活を可能な限りサポートできる体制を

目指して、訪問医療を担う医師を増やすための取り組みを推進します。また、訪問看護の充実に向けた、新たな取り組みや訪問看護ステーション*の開設に向けた支援を進めます。さらに、病院と診療所の継ぎ目のない連携、並びに緩和ケア*の推進、病院・診療所など医療部門と福祉部門との連携強化など、在宅医療の充実に向けた各種取り組みを着実に推進します。

また、受診する立場である市民に対する働きかけとして、安心して日ごろから相談できる、かかりつけ医を持つための意識啓発を積極的に行います。特に、訪問診療を行っている医師の広報周知などを、医師会や歯科医師会、薬剤師会など関係機関と連携して推

進みます。さらに、在宅での療養生活を担う家族に対して、例えばがん患者やその家族など、同じ悩みを持つ人同

士が集まる場づくりへの支援や、訪問看護の利用促進に向けた支援などを推進していきます。

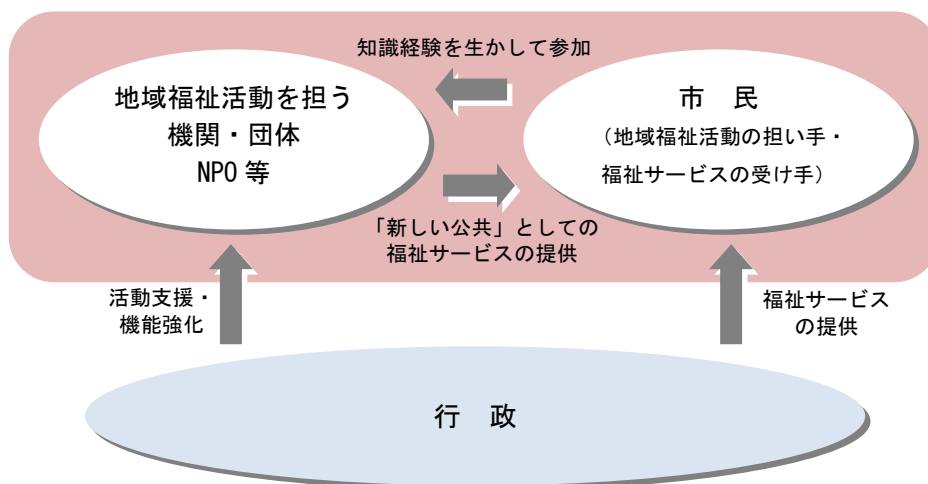
◆ 地域福祉を担う人たちの活動支援

地域における福祉活動の推進のためには、民生委員児童委員や自治会、地区社会福祉協議会、NPO*、その他の市民活動団体など、多様な主体による取り組みが重要となってきます。

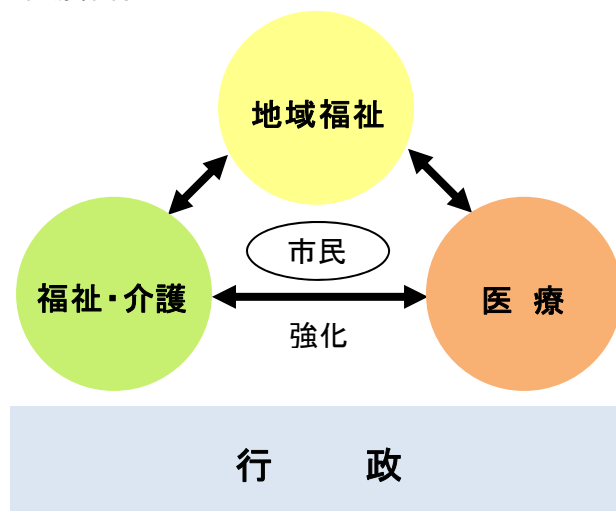
このため、これらの主体が地域福祉における「新しい公共*」の役割を担

っていけるよう、人材育成支援などを推進します。また、関係機関や関係団体、NPO*などと連携して、福祉や医療に関する知識・経験を生かしたい人と支援を必要とする人とのマッチングなどの仕組みづくりを推進します。

■ 地域福祉の推進 イメージ



■ 地域における福祉・医療体制 イメージ



基本的
政策
3

子どもから高齢者まで 元気で暮らせる健康づくり

誰もが健康に生涯を過ごすことができるよう、身体と心の健康づくりを総合的に行うことにより、自立した生活を支援します。

また、生涯を通じた健康づくりの促進、心身ともに健康で暮らせる「食」の再認識、こころの健康づくり支援体制の充実などを進めます。

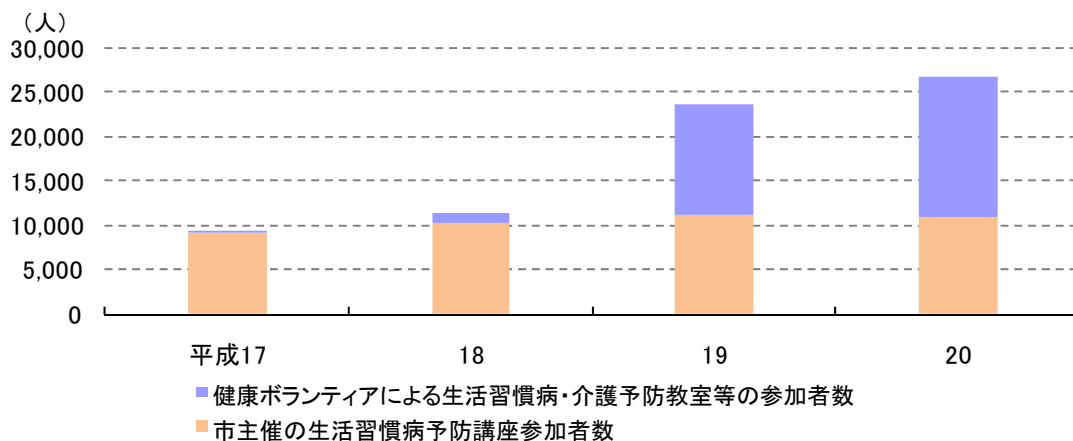
現状と課題

誰もが生涯を健康に暮らすためには、市民一人ひとりが自ら健康管理を行い、病気になりにくい生活習慣を持つことが何よりも必要です。

本市では、平成20年度特定健診*の受診者のうち、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が29.9%と、受診者の3人に1人に上っており、生活習慣病*の予防は、がんの予防や今後の超高齢社会*における医療費削減にも関連する重要な健康課題となっています。課題解決のため

には、市民自らの意識の向上が必要であり、現在、市で実施している健康教室の実施や自己管理のための情報提供のほか、今後は地域の身近なところで、あらゆる年齢の人が健康づくりの意識を高めることのできる情報提供の充実と機会の拡大が求められます。特に、30代～50代の働く世代に向けた健康づくりや男女の性差を意識した健康づくりを支援していくことも必要です。

■生活習慣病等予防講座参加者数の推移



一方、食生活への意識の向上も生涯を健康に過ごす重要な要素であり、「四日市市食育推進基本計画」に基づき、全市的に食育を進めることで食や栄養に対する意識を高め、食生活を見直すことも取り組むべき課題です。

また、「ストレス社会」といわれる現代において、心の不調に悩む人も少なくありません。精神疾患については、生涯を通じて5人に1人はかかると

も言われているほか、市の開設する「こころの相談窓口」における平成20年度の相談件数は延べ694件に上っているのが現状です。精神疾患について、早期発見し確実に治療につなげるとともに、心の病に関する意識の向上と偏見をなくし、家族や身近な地域社会などにおいても小さな心の変調に気づき、相談できるようにすることが課題です。

重点的な施策

◆ 生涯を通じた健康づくりの促進

健康体操や食に関わる活動など、健康づくりを目的として活動している市民団体は多く、地域に健康づくりを広めるためには、市民、地域、行政の役割分担とともに、こうした市民団体との協働が不可欠です。その観点から、市の健康づくり事業や出前講座などを市民団体と協働で実施していくほか、地域での公民館活動の一環としてヨガやウォーキングなどの自主的なサークル活動との連携をバックアップすることで、自主的活動の活発化を促進します。

特に生活習慣病* 予防対策が必要な30代～50代の人への働きかけとして、事業所へ向けた出前講座の実施や健

康診査の受診率向上に向けた啓発や事業所独自の取り組みを促進するなど、働く世代の健康づくりを充実させるとともに、引き続き、妊娠、出産、更年期など女性特有のライフスタイルに合わせた健康づくりを進めます。



健康づくり活動

◆ 食を通じた健康づくりの促進

生涯にわたって健全な心身を培うため、栄養バランスのとれた正しい食生活の知識や実践方法の普及・啓発を行います。

また、食生活の基礎ができる小中学生に対して、学校給食を通じて正しい食習慣やバランスの取れた食事の大切さを知らせるとともに、その知識や経験を家庭へと波及させることにより保護者にもその重要性を啓発します。一方、地元食材をできる限り活用するため食材供給・調達制度を工夫するなど、地域で収穫された安全で安心な食材にふれる機会を積極的に提供していきます。

さらに、「早ね・早起き・朝ごはん」運動や高齢者への食の教室などを通

じた食育事業を充実させるとともに、あらゆる世代が正しい食生活を実践できるよう、事業所や給食施設などに対し、喫食者への正しい食生活の啓発や健康に配慮したメニューの提供を奨励するなど、食を通じた健康づくりを促進します。



食育活動

◆ 心の健康づくり支援体制の充実

精神疾患を持っている市民が早期に受診行動がとれるよう市の相談体制の充実、支援を図ります。また、若年者の精神疾患予防については、健康部門と教育部門の連携を図るほか、医療機関等による早期支援の体制を整

えます。さらに、自殺予防も視野に入れた市民のこころの健康の保持・増進を図るため、こころの健康講座等を開催することで正しい知識の普及啓発を行います。

基本的
政策
4

自分らしく暮らせる まちづくり

「人権の世紀」といわれる 21 世紀において、社会を構成するすべての人の個性が重視され、人権が尊重される社会の実現を図ります。

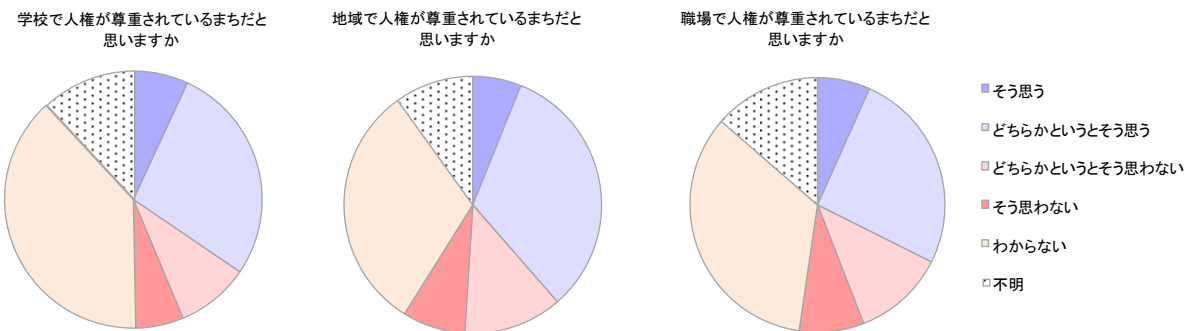
現状と課題

本市では、人権意識の高揚に向けた取り組みのため 1992 年に「人権尊重都市」を宣言しているほか、「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことを目指す条例」の制定や「よっかいち人権施策推進プラン」の策定など、人権が尊重される社会の実現に向けたさまざまな取り組みを行っています。しかし、同和問題*をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人市民などの人権問題を十分認識した上で、差別のない社会に向けて、意識啓発や社会の仕組みを変えていくことが人権尊重都市としての

責務であります。

2009 年度市民人権意識調査によれば、「人権について関心がある」と答えた人は 5 割を超えており、人権意識の高まりは見られるものの、「人権とは何かについて正確に理解している」と答えた人は 3 割に留まっています。また、学校や職場、地域において「人権が尊重されているまちだと思うか」という問いに対しては、「わからない」と回答する人が多く、関心はあるものの正確な知識や判断材料を持ち合わせているとは言いがたい現状があります。

■人権に関する市民の意識



特に、本市が人権問題に取り組むきっかけとなった同和問題*については、国の特別対策等の重点的な取り組みにより、生活環境などの面で一定の改善が進みましたが、依然として部落差別にかかる課題が残っている状況においては、その課題の解消のための啓発や就労、教育面等での取り組み、および拠点整備が今後も必要です。

また、市内においては車いすやベビーカーがスムーズに通行できる動線が確保されていないなどのバリアが存在しています。一方、DV*（配偶者などからの暴力）、児童や高齢者への虐待などの人権侵害事例も発生しており、これに対して、男女共同参画センターでのDV*被害者支援（平成21年度一時保護件数13件）、子どもの虐待防止ネットワーク会議における関係機関の連携や在宅介護支援セン

ター*などが中心となった高齢者見守り活動などを行っています。

今後は、現在行っている人権啓発の充実に加え、高齢者、障害者や子どもなどに対して、身近なところで虐待につながるような案件を発見し、防止につなげていけるような見守り体制をきめ細かく築いていく必要があります。

また、こうした人権問題に対応するためにさまざまな相談窓口が設けられており、人権擁護委員や民生委員児童委員なども含めた、各窓口間の連携の確立や専門化する相談への対応が可能となるよう、また具体的な問題解決につながるよう相談の体制強化が必要です。

重点的な施策

◆ 人権教育・啓発推進プログラムに基づく取り組み

すべての人が自分らしい生き方のできる社会を実現するため、人権センターおよび人権プラザを拠点とし、各地区で同和問題*をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人市民などのあらゆる人権課題に関する正しい知識の普及と人権意識の高揚を目的とした人権啓発活動を展開するとともに、具体的な問題解決につながるよう相談体制の充実を図ります。

現在、各地区で組織されている人権・同和教育推進協議会の活動をより拡大・発展させるため、リーダー的存在の人材育成を図るシステムを構築するとともに、人権課題ごとに、また対象者に応じて人権教育・啓発をすることのできるプログラムを用意し、協議会の自主・自立の活動を支援していきます。

◆ 就労・教育環境等の整備

就労困難者等に対する支援は重要であり、就職に有利となる資格取得の支援を行うとともに、将来に向け、子どもたちが人間関係を形成する力や

自己の将来を設計する力などを身につけられるよう取り組んでいきます。

また、人権活動拠点の整備を進めるほか、交流拠点機能の強化を図ります。

◆ バリアフリーに向けたきめ細かい対応

障害者や高齢者、子育て世代などにとって快適に生活できるまちを実現するため、既存の公共施設や道路、公園、建築物などにおいて、バリアフリー*化に取り組むべき箇所のリストアップと優先的に着手すべき箇所についての整理を行います。その上で、例えば、車いすの通行に支障の生じる小さな段差やバス停における乗り込み困難な場所などについて、交通事業者などとも連携しながら、小さな箇所であってもできるところからバリアフリー*化することで、きめ細かな対応を実現します。

また、新たに施設整備や大規模な施

設改修などを実施する際には、事前に障害者団体などから意見聴取できるシステムづくりを行い、その実施について民間事業者などにも働きかけながら、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを実現します。



段差のない歩道

◆ 虐待・暴力の防止に向けた取り組み

子どもや高齢者への虐待、DV*など、さまざまな精神的・身体的虐待や暴力を防止するため、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」などの取り組みのほか、子ども虐待防止とDV*防止を目的にしたネットワーク会議の一体的運用や若い世代に向けてのDV*予防啓発、その他高齢者見守りネットワーク*による見守りなど、早期発見・早期対応につながる取り組みを強化します。

また、DV*被害者等への支援を充実させるため、男女共同参画センター

の相談体制の充実とともに、将来的に配偶者暴力相談支援センターの役割を担うことも視野に入れて機能の強化を図ります。



こんにちは赤ちゃん訪問事業